

令和 7 年 9 月 12 日

住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

「令和 7 年度 改正マンション関係法に関する全国説明会」を開催します！ ～全国 47 都道府県で法改正の概要等を説明～

国土交通省は、法務省と連携し、今般改正されたマンション関係法（建物の区分所有等に関する法律、マンションの管理の適正化の推進に関する法律、マンションの建替え等の円滑化に関する法律等）に関する説明会を全国 47 都道府県で開催します。

令和 7 年の通常国会において、「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 47 号。以下「改正マンション関係法」という。）が成立・公布されました。

今般、改正マンション関係法の円滑な施行に向けて、国土交通省と法務省が連携して全国 47 都道府県で説明会を開催します。

本説明会では、法改正の概要及び改正ポイントに加えて、改正内容を踏まえた標準管理規約に関して説明します。

- 1. 対 象 者**：区分所有者、管理組合、マンション管理士、マンション管理業者、ディベロッパー、マンション政策に携わる自治体職員 等
- 2. 日時・場所**：別紙参照（時間は各会場 14:00～15:30）
- 3. 主 な 内 容**：マンション関係法の改正概要・法施行の背景、標準管理規約について
※10 月 21 日（火）東京会場の説明の様子を録画し、後日「マンション管理・再生ポータルサイト」（<https://www.mansion-info.mlit.go.jp/>）でアップロード予定です。
- 4. 参 加 費**：無料
- 5. 参 加 方 法**：事前の申込みが必要です。WEB 又は FAX によりお申込みください。
※申込期間：【WEB】9 月 22 日（月）～開催日前日の 18:00 まで
【FAX】9 月 22 日（月）～開催日 3 日前の 18:00 まで
※各会場定員になり次第、受付を終了しますので、お早めにお申込みください。

＜参加申込み先・問合せ先＞

○令和 7 年度 改正マンション関係法に関する全国説明会 受付窓口

H P： https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/m/r7_kaisei_mansion2

電話：0120-150-862 FAX:0120-150-855 ※受付時間：9:00～18:00（土・日・祝除く）

＜問合せ先＞

住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付 電話：03-5253-8111